

# 家畜保健衛生だより

平成31年度 第2号

## ゴールデンウィークに向けて家畜伝染病への 防疫対策の徹底をお願いします！

昨年9月以降、岐阜県や愛知県などの養豚農場等で豚コレラが発生し、現在も、発生が報告され、また、地域は限られてはいるものの、野生イノシシにも豚コレラの感染が及んでいることは、ご承知のとおりです。

一方、近隣諸国を見ると、アフリカ豚コレラが中国で猛威をふるい、ベトナムやモンゴルにも拡大しており、口蹄疫が韓国、ロシア、中国などで発生し、高病原性鳥インフルエンザが台湾などで発生しています。

中でも、アフリカ豚コレラについては、中国やベトナムからの旅客の携帯品(任意放棄されたもの)でアフリカ豚コレラウイルス遺伝子が複数事例確認されているばかりでなく、生きたアフリカ豚コレラウイルスが分離された事例もあります。このことは、**実際に、感染力のあるアフリカ豚コレラウイルス(つまり、家畜伝染病の病原体)が、日本の水際まで来ている**ことを示しています。

これから、新元号を迎える祝賀ムードの中、例年よりも大型となるゴールデンウィークが迫っており、**人や物品が、国内外で大きく移動し、病原体の侵入リスクが高まる**と考えられます。

～畜産農場および関係者の皆様へ次の点にご留意ください～

- 衛生管理区域への病原体の侵入防止や日常の健康観察の徹底を中心とした飼養衛生管理基準の遵守への対応
- 口蹄疫、豚コレラ・アフリカ豚コレラ、高・低病原性鳥インフルエンザの特定症状の確認
- 家畜伝染病発生地域への可能な限りの渡航の自粛

## 動物検疫所において、違法な畜産物の持込みが 発覚した場合、対応が厳格化されます（裏面参照）

現在、訪日旅行者の急増に伴って違法な畜産物の持ち込み件数も増加している中、上記のように、旅客の携帯品からアフリカ豚コレラウイルスが分離されたことなどから、違反事案への対応が厳格化されることになりました。

神奈川県湘南家畜保健衛生所

〒259-1215 平塚市寺田縄 345

TEL 0463-58-0152 FAX 0463-58-5679

# 動物検疫所からの 重要なお知らせ



別紙 2

2019年4月22日から

## 肉製品の違法な持込みに対する 対応を厳格化します。



任意放棄の有無にかかわらず、違法な持込みには  
厳正に対処します。

- ◆ 手荷物の中に、輸入申告のない肉製品などの畜産物が  
確認された場合、罰則の対象になります。
- ◆ 輸入検査の手続でパスポートや搭乗券の情報を記録するため、  
検査に時間を要することがあります。

家畜伝染病予防法により、

輸入検査を受けずに畜産物を持ち込んだ  
場合には、3年以下の懲役又は100万円  
以下の罰金が科せられます。

